

林政課物品等指名審査会設置要綱

制定 平成16年6月8日伺定
(同6月8日実施)

改正 平成30年5月7日改正
(同5月7日実施)

(趣旨)

第1条 この要綱は、林政課が実施する入札及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2の規定に基づく随意契約（以下「随意契約」という。）の適正な執行を図るために設置する審査会（以下「指名審査会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計業務をいう。
- (2) 建物施設修繕 経費区分が建物施設修繕料の需用費で執行される修繕をいう。
- (3) 物品購入等 物品の購入、物品の製造の請負（印刷製本を含む。）をいう。
- (4) 物品等 工事等及び建物施設修繕以外の物品購入等、物品の借り受け、役務の調達をいう。
- (5) 制限付き一般競争入札 自治令第167条の5の2の入札をいう。
- (6) 予定価格 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第54条及び第72条の2の予定価格をいう。ただし、単価契約にあつては、予定支出額（予定価格と予定数量から算出される額をいう。）をいう。
- (7) 執行予定額 予定価格設定前の執行の見込額総額をいう。
- (8) 会計検査課契約依頼案件 財務規則第84条の規定に基づき、出納局会計検査課長に契約の依頼を行う案件をいう。

(指名審査会)

第3条 物品等に係る指名業者の選定等の適正な実施を図るため、林政課に指名審査会を置く。

第4条 指名審査会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 物品購入等に関する事項

ア 制限付き一般競争入札を実施する場合の資格（地域要件の設定を含む。）の設定及び当該資格の審査に関する事項（会計検査課契約依頼案件を除く。）

イ 1件の予定価格（予定価格設定前は執行予定額）が160万円（製造の請負に該当する場合は250万円）を超える物品購入等の入札に関する次の事項

- (ア) 仕様書（機種選定があるものは機種選定理由を含む。）の審査に関する事項（法令等で規格・品質が定められている等、新潟県で規格・品質の決定が行えないものを除く。）
 - (イ) 予定価格（会計検査課契約依頼案件にあつては依頼課で設定する支出負担行為額）の算定に当たって参考見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項
 - (ウ) 指名競争入札の指名業者の選定に関する事項（会計検査課契約依頼案件を除く。）
- ウ 1 件の予定価格（予定価格設定前は執行予定額）が100万円を超え160万円（製造の請負に該当する場合は250万円）以下の物品購入等の随意契約に関する次の事項
- (ア) 仕様書（機種選定があるものは機種選定理由を含む。）の審査に関する事項（法令等で規格・品質が定められている等、新潟県で規格・品質の決定が行えないものを除く。）
 - (イ) 予定価格（会計検査課契約依頼案件にあつては依頼課で設定する支出負担行為額）の算定に当たって参考見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項
 - (ウ) 契約の相手方を決定するための見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項（会計検査課契約依頼案件を除く。）
- エ 1 件の予定価格が160万円（製造の請負に該当する場合は250万円）を超える物品購入等の随意契約理由（仕様書、機種選定理由を含む。）の審査に関する事項
- オ 1 件の予定価格が100万円を超え160万円（製造の請負に該当する場合は250万円）以下の物品購入等で、見積合わせ等に付さないこととする理由（仕様書、機種選定理由を含む。）の審査に関する事項
- カ 予算要求等の参考見積書を徴する場合（受注生産品等で林政課長が必要と認めたものに限る。）の業者の選定に関する事項
- (2) 工事等及び建物施設修繕の随意契約に関する事項
- ア 1 件の予定価格（予定価格設定前は執行予定額）が250万円以下の工事請負費で執行される工事に関する次の事項
 - (ア) 予定価格の算定に当たって参考見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項
 - (イ) 契約の相手方を決定するための見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項
 - イ 1 件の予定価格（予定価格設定前は執行予定額）が100万円を超え250万円以下の建物施設修繕に関する次の事項
 - (ア) 予定価格の算定に当たって参考見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項

(イ) 契約の相手方を決定するための見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項

ウ 1 件の予定価格（予定価格設定前は執行予定額）が100万円以下の委託料により支出される工事等に関する事項

(ア) 予定価格の算定に当たって参考見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項

(イ) 契約の相手方を決定するための見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項

(3) 前各号に掲げる以外の契約で、林政課長が指名審査会に諮ることを適当と認めた契約に係る資格の審査、仕様の審査、参考見積書又は見積書を徴する場合の業者の選定及び指名業者の選定に関する事項

(4) 入札等に対する苦情（指名審査会が行った選定等に関するもので、林政課長が必要と認めた場合に限る。ただし、新潟県政府調達苦情検討委員会の所管事項を除く。）への対応の審議

(5) 談合情報への対応の審議等に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、地域機関等を納品場所とする物品購入等の契約に関しては、当該納品場所となる地域機関等の指名審査会にその一部の審議を依頼することができる。また、この場合、地域機関の指名審査会の審議結果をもって指名審査会の審議結果とすることができる。

(組織)

第5条 指名審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

会長 林政課長

副会長 林政課課長補佐（事務）

委員 林政課課長補佐（技術）、県産材振興室長、林業土木工事検査員、管理係長

2 指名審査会の定足数は、3名以上とする。

(運営)

第6条 会長は、会務を総理し、会長に事故あるとき、又は会議に出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

2 指名審査会の会議は、会長がこれを招集する。

3 委員に事故あるとき又は会議に出席できないときは、当該委員の指定した者がその職務を代理する。

4 災害時等、指名審査会を開催するいとまがないときは、会長は指名審査会を開催しないで契約事務を行うことができる。ただし、この場合、指名審査会の開催が可能となった段階で、指名審査会に報告するものとする。

(関係職員の出席)

第7条 会長は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞

くことができる。

(公正入札調査部会)

第8条 入札談合に関する情報への対応方法等の審議その他不正な入札行為の調査のため指名審査会に公正入札調査部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、会長が指名審査会の構成員のうちから指名する部会長及び副部会長並びに指名審査会の構成員以外の者から選任する部会員をもって構成する。

3 部会の運営に関しては第6条第1項、同条第2項、第7条及び次条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「会長」とあるのは「部会長」、「副会長」とあるのは「副部会長」、「指名審査会」とあるのは「部会」、「審議」とあるのは「調査等」とそれぞれ読み替える。

(秘密の保持)

第9条 法律、政令、指針、条例、規則、要綱及び要領等で公開すべき又は公開が可能とされた事項（公開の時期が定められたものはその時期が到来したものに限り。）以外は、何人も指名審査会の審議の内容を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 指名審査会の庶務は、管理係で処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指名審査会の運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。